

令和元年度 第2回かほく市空家等対策審議会 会議録

| | | | | | | |
|-------------------|--|-------|----------|-------|-------|----|
| 招 集 年 月 日 | 令和元年11月21日(木) | | | | | |
| 招 集 場 所 | かほく市役所 西フロア3階 301会議室 | | | | | |
| 開 始 日 時 | 13時30分 | | | | | |
| 終 了 日 時 | 14時50分 | | | | | |
| 応 召 委 員 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 職 | 氏 名 | 出欠 |
| | 会 長 | 丸岡 直子 | ○ | 副会長 | 北井 和彦 | ○ |
| | 委 員 | 西谷 次雄 | ○ | 委 員 | 中谷 良子 | × |
| | 委 員 | 室川 啓一 | ○ | 委 員 | 新谷 健二 | ○ |
| | 委 員 | 桜井 誠二 | × | 委 員 | 石田 烈 | × |
| | 委 員 | 川端 要 | ○ | | | |
| 【凡例】 | ○：出席を示す ×：欠席を示す | | | | | |
| 委 員 の 定 数 | 9人(10人以内) | | | | | |
| 出 席 委 員 | 6名 | | | | | |
| 欠 席 委 員 | 3名 | | | | | |
| 職務のため会議に出席した者の職氏名 | 市民生活部長 | 丸井 厚司 | 防災環境対策課長 | 池田 昌健 | | |
| | 課長補佐 | 藤橋 和俊 | 係長 | 東 賢一 | | |
| | 主事 | 御館 容子 | 嘱託職員 | 橋川 章 | | |
| 議 事 等 | 1) 空家等対策計画基本施策ごとの取組みについて 2) 2戸の特定空家等の措置状況について 3) 町会区長からの空家等実態調査の状況について その他 | | | | | |
| 配 布 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ かほく市空家等対策審議会委員名簿 ・ 各施策ごとの計画の進行管理について(令和元年度の取組み) ・ 令和元年度空家等対策業務スケジュール(取組み) ・ 空き家等バンク登録状況 ・ 特定空家等4戸の現状写真 ・ 特定空家等に対する措置の手続の流れ(県様式) ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況 (H31.3月31日時点 確定) ・ 県内の空家等対策に関する取組状況の調査集計表(その1・2) (R1.9.30現在) | | | | | |

会 議 の 経 過

| | |
|-----|--|
| | <p>※会議に入る前に、平成31年4月26日から新委員となった西谷次雄氏を紹介した。</p> <p>委嘱状については、机上に</p> |
| 事務局 | <p>それでは、会長よりあいさつをお願いします。</p> |
| 会 長 | <p>会長よりあいさつ</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。ここからは、会長により議事進行をお願いします。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、議件1について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>資料に基づき説明。</p> |
| 会 長 | <p>議件1についての説明がありましたが、本年度の10月末頃までの取り組みについての報告です。質問ありますか。</p> |
| 委 員 | <p>相談窓口の内容は、どんなものがあるか。</p> |
| 事務局 | <p>ほとんど、除却に対する補助金制度に関するものと空き家及び空き地の苦情です。</p> |
| 委 員 | <p>空き家を転売したとか利活用したいような案件は無いか。</p> |
| 事務局 | <p>あまりないが、その件につきましては、空き家バンク担当課へ誘導していますので、防災環境対策課では件数を把握していません。</p> |
| 会 長 | <p>相談内容の一覧表があれば分かりやすかったと思います。</p> |
| 事務局 | <p>月ごとに集計を取っていますので、次回の審議会時に実績報告の資料として準備します。</p> |
| 会 長 | <p>次に、議件2の説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議件として、2戸の特定空家等の措置状況の説明をと思っておりましたが本市が認定した4戸の現状報告をした後、それぞれ今後の方向性を審議願います。</p> <p>*空家No.221（空き家・白尾地区）、空家No.409（空き店舗・事務所高松地区）は、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、平成28年4月に特定空家等に認定し、緊急安全措置を講じたもので、来年度も屋根瓦又は外壁等の補修が必要な状態となっているため当初予算に計上予定です。</p> <p>*空家No.550（空き工場・白尾地区）は、平成30年2月に特定空家等に認定後、同年6月に「助言・指導」通知書を送付した。</p> <p>12月中旬に所有者と面談し、平成31年5月末までに解体までし、現在は廃材の除却を少しずつ自己消費又は排出している。</p> <p>*空家No.643（空き工場・大崎東地区）は、平成30年2月に特定空家等に認定後、同年6月と平成31年4月に「助言・指導」通知書を送付し、令和元年6月に「勧告書」を送付した。</p> <p>7月中旬に所有者と面談をし、措置計画書の確約書の提出依頼をしたが、未だ進展なし。（勧告の措置期限は、12月末日）</p> <p>※4戸の現況写真を見ながら</p> <p>以上、これまでの4戸の特定空家等の措置に対する状況報告です。</p> |
| 会 長 | <p>只今、事務局の方から4戸の特定空家等の状況報告がありました。前回のこの審議会でも報告があった中で、空家No.643の一部が隣家のカーポートに接触していることが一番、問題となっていると思いますが、各委員の意見等お聞かせ願います。空家No.550については、市へ苦情は入っていないということで良いか。</p> |
| 事務局 | <p>はい。解体を شدした頃からありません。また、町会区からの空き家等の情報提供でも解体したと理解している状況です。</p> |
| 委 員 | <p>解体は、所有者自らしたのか。</p> |
| 事務局 | <p>そのようである。所有者本人が解体業関連の仕事をしていることもあり、廃材の除却も徐々に処分することもできていると思っています。</p> |
| 会 長 | <p>空家No.643について、勧告の措置期限が過ぎてからの対応は。</p> |
| 事務局 | <p>資料（特定空家等に対する措置の手続の流れ）のとおり、「命令」の措置に</p> |

| | |
|-----|--|
| | 進めるため、事前通知を発送する。 |
| 会 長 | この、命令に係る事前の通知を行うまでの期間は、決まっているか。 |
| 事務局 | 決められた期間はない。各市町の判断で良い。 |
| 委 員 | (現地を見る時に欠席のため) この現地を見ていないが、土地は売れるのではないか。 |
| 事務局 | 所有者によると、数年前に転売する話もあったらしいが、当時の借金が残る状態のため成立しなかったと聞いています。 |
| 委 員 | お金のことより、隣家の安全の方が大事なのではないか。先程の毎命令に係る事前通知はいつまでに送付するのか。 |
| 事務局 | 「勧告」の措置期限後、長くて半年以内にとっています。 |
| 委 員 | 空き家No.221 と空き家No.409 に対して、行政が緊急安全措置をとることができたのは何故か。 |
| 事務局 | 所有者が不在（破産手続き終結）で、債権者が管理する物件ですが管理者が法的に安全措置を講ずる義務は発生しないため、「市空き家等の適正管理に関する条例」第6条の緊急安全措置を実施したものです。 |
| 委 員 | 隣家のカーポート周辺の草刈りぐらい所有者でできるような気がするが、できないのか。 |
| 事務局 | 接触している周辺箇所だけでもと依頼しているが、対応してくれない。 (地区の祭礼時は、県道沿いの草刈りはしたいと言っていた。) |
| 委 員 | 私も区長として、空き家に関する苦情等相談をよく受けるが、難しい問題だと思うが行政に頑張ってもらいたい。 |
| 事務局 | 市でも、個人の財産に勝手に手を加えることができない。 |
| 委 員 | 所有者に市で応急措置をすることについて許可をもらえば良いのではない |

| | |
|-----|--|
| | か。 |
| 委 員 | 市で応急措置をとらないのは、市の怠慢ととられないか。 |
| 事務局 | 個人の財産は個人が管理するものと同時に、自らの責任を的確に対応することを大前提としています。 |
| 委 員 | 県内の他市町で行政代執行を行っているところがあるが、命令からどのくらいの期間で実施しているか。 |
| 事務局 | 「命令に係る事前通知」から1年以内です。除却後の利活用用途が決まっている物件です。 |
| 会 長 | 空き家No.643の所有者のこれまでの状況を踏まえると、勧告の措置期限までに何らかの対応があると思えないが、個人の財産は個人で管理するのが大原則でもあり、来年には「命令」へと進めてもらいたい。 |
| 事務局 | はい。空き家No.643については来年に「命令に係る事前の通知」を、空き家No.550は、「助言・指導」中で少しずつ除却する経過を見守る。 空家No.409及び空き家No.221については、緊急安全措置として外壁・屋根瓦等の補修を実施予定とします。 |
| 会 長 | 次に、議件3について事務局の方から説明願います。 |
| 事務局 | 町会区長から空家等の実態調査回答に基づいて、事前調査及び現地調査中ですが、昨日現在での情報提供数を報告いたします。 41町会区から回答があり、215戸の情報提供がありました。内訳といたしまして、新規76戸、再登録3戸、確認97戸、徐却9戸、除外14戸、予備軍8戸、間違い8戸とりました。最終件数は、今後の天候状態にもよりますが、年内には取りまとめ予定です。次回の審議会に報告します。 |
| 会 長 | 今程の報告について質問等ありますか。 無いようですので、私の進行役を終わります。 皆様のご協力により議事進行することができました。ありがとうございました。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>その他として、国・県等からの情報提供については、確定値の資料です。説明は省略します。</p> <p>最後に、審議会委員皆様の任期は来る3月末で任期満了です。来年3月中に各委員所属の団体の長宛て、改選案内をいたします。事務局の思いとしては、可能ならば各委員それぞれ再任にとなればなと思っていますので、ご配慮の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、副会長より閉会のあいさつをお願いします。</p> |
| 委 員 | 副会長よりあいさつ |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。これで会議を終了します。皆様、お疲れさまでした。</p> |